

令和3年10月15日

郡山市税務部

資産税課

担当：和田 光生

TEL：924-2091

都市計画税（家屋）の一部適用誤りについて

市内に所在する土地・家屋のうち、市街化区域内に所在するものは「都市計画税」が課税され、市街化調整区域内のものは課税されませんが、家屋の一部（36件）において、市街化区域と市街化調整区域の区分誤謬による「都市計画税」の適用誤りがあることが判明いたしました。

対象となる納税者の皆様には心からお詫びするとともに、今後このようなことが無いようチェック作業体制及びシステム機能双方の見直し・強化により、適正な事務処理に努めてまいります。

1 経過及び原因

令和4年1月から稼働予定の新税総合システムへ、既存システムの家屋データを移行するテスト作業において、土地と家屋の都市計画税の情報に不一致データがあったため全件を再確認したところ、一部の家屋に都市計画税の適用誤りがあることが判明しました。

原因は、家屋の評価額を算定する際に用いる家屋評価システムにおいて、都市計画税の該当の有無を選択する項目の入力誤りとチェック確認行為が不十分であったことによるものです。

2 件数及び影響額

更正措置	対象者数	※件数	都市計画税	備考
減額更正	24名	28件	1,797,887円	最大 203,938円 最小 1,176円
増額更正	7名	8件	67,302円	最大 26,771円 最小 262円

※平成24年度～（3件）、平成25年度～（8件）、平成26年度～（3件）、平成28年度～（2件）、平成29年度～（10件）、平成30年度～（3件）、平成31年度～（2件）、令和2年度～（2件）、令和3年度～（3件）

3 今後の対応

税額更正等の後に、対象となる納税義務者宅を訪問し謝罪するとともに、更正内容について説明いたします。

また、再発防止策として、賦課前に土地・家屋の都市計画税アンマッチリストを新たに作成して全件確認を行うとともに、現行の家屋評価システム入力・検算のダブルチェック体制を再確認し、脆弱過程・項目のチェック体制を強化します。さらに、新税総合システムにおいて、土地と家屋で都市計画区域の情報が合致しない場合の「エラー表示」機能を設定してシステム上で誤りが確認出来る手法を構築し、適切な事務処理に改めて努めてまいります。